

論文審査の結果の要旨および担当者

| | | | |
|------|---|---|---|
| 報告番号 | ※ | 第 | 号 |
|------|---|---|---|

氏 名 RASULOV Muhammadjon

論 文 題 目 ウズベキスタン倒産法における否認権の
行使に関する諸問題

～日本及びロシア倒産法制度との比較を中心に～

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 酒 井 一

名古屋大学大学院法学研究科教授 横 溝 大

名古屋大学大学院法学研究科教授 渡 部 美由紀

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

I 論文の概要

1. 研究の目的

RASULOV Muhammadjon 氏は、ウズベキスタン倒産法における否認権の行使に関する諸問題を検討することを研究目的とする。ウズベキスタンにおいては、否認権に関する規定の整備が遅れているとの問題意識から、歴史的に関係が深く、最近規定の整備を行ったロシアと資本主義国で否認権に関する規定が整備されている日本を比較法研究の対象として選んでいる。

2. 論文の構成・内容

RASULOV 氏によれば、ウズベキスタン倒産法制度は、否認対象行為の範囲と時期、債権者の権利と取引安全の調整手段である否認権の主観的要件及び否認権行使の効果等の否認権の実体的事項に関し、問題を有している。また、否認権を行使するにあたって、それぞれの倒産手続における否認権の行使や否認事件の審理等に関する手続法的な問題が残っている。そのため、①否認対象行為の範囲と時期、②否認の要件、③否認権行使の効果、④否認権行使の手続的問題の検討が本研究の課題として設定された。

第 1 章において、比較対象としてロシア及び日本の倒産法制度を選んだ理由について述べる。

第 2 章では、ウズベキスタン法制度における倒産法の制定過程と同国の法制度全体における地位や役割を分析し、その沿革や現行法制定までの経緯について説明をする。すなわち、倒産手続に係わる機関等、再建型倒産手続及び清算型倒産手続について、ウズベキスタン倒産法制度の概要を紹介している。そのうえで、倒産手続における否認制度について分析し、当該制度の概要や目的について考察している。ウズベキスタン倒産法の定める否認制度においては、法律行為の無効に関する民法の規定が適用されるため、民法の規定に基づく法律行為の無効認定と倒産法の定める否認の特別事由について分析する。その結果、ウズベキスタン倒産法第 103 条の定める否認制度は、否認対象行為の範囲やその否認対象行為の相手方の範囲を限定していることを指摘する。同法第 103 条は、否認の特別事由とともに、法律行為の無効を定める民法の規定の適用可能性を定めているが、ウズベキスタン民法は、日本における「詐害行為取消権」のような条文を有しない。その結果、債務者の詐害行為又は偏頗行為は、倒産法の定める否認制度の対象にも、法律行為の無効を定める民法の規定の対象にもならず、そのまま有効とされてしまう。

また、否認事件の倒産手続における審理に関する問題として、否認事件の管轄裁判所や債権者による否認権行使の問題があることを指摘する。

第 3 章では、ウズベキスタン倒産法と同様に、モデル倒産法に基づいて制定されたロシア倒産法制度及びその否認制度について検討する。ロシア倒産法制度の概要を紹介し、現行倒産法に至るまでの経緯について述べ、倒産法制度の定める各倒産手続の概要や倒産事件の解決に係わる機関等を紹介している。そのうえで、ロシアの 2002 年倒産法の定める否認制度と 2009 年の倒産法改正後の否認制度について分析する。ロシアの 2002 年倒産法は、債務者の法律行為

論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

の否認について、ウズベキスタンの現行倒産法と同様の規定を設けていた。また、2002年ロシア倒産法は、法律行為の無効に関する民法の規定の倒産手続における適用可能性を定めている点においては、ウズベキスタン現行倒産法と同様である。ところが、2002年ロシア倒産法は、否認の特別事由に関し、ウズベキスタン倒産法が有する否認対象行為の範囲や相手方の範囲に関する問題と同様の問題を有していた。したがって、実務では倒産法の定める否認制度がほとんど利用されておらず、ロシア民法典の規定に基づいて債務者の法律行為が無効とされる傾向が強かった。特に、財産の廉価売却のような詐害行為の無効請求は、仮装の法律行為の無効を定めるロシア民法典第170条に基づいて訴求されていたが、所有権の自由及び契約自由の原則を理由として請求が棄却される場合が多かった。この点が批判され、2009年、ロシアでは倒産法の否認制度について改正がされた。現行の2009年ロシア改正倒産法は、債務者の詐害行為及び偏頗行為を別々に規定し、否認類型ごとに、否認対象行為の範囲や時期、主観的要件について詳しく規定している。ロシア現行倒産法の分析を通じ、たとえば否認の相手方の権利が十分に保護されていないことなど、否認権の行使の効果や否認権行使の手続的な問題が解決されていないことを明らかにしている。

第4章においては、日本の倒産法制度の概要及び否認制度について言及する。日本の倒産法制度は、民事再生法、会社更生法や破産法等複数の法律からなり、それぞれに否認権を規定している。しかし、否認事由や要件はそれぞれ共通するため、破産法の定める否認制度を中心に考察を進める。日本の破産法第160条は、詐害行為の否認を定めている。同条は、①債権者を害する目的で行われた詐害行為、②詐害的債務消滅行為、③無償行為を否認の対象行為とし、当該行為の時期や相手方の範囲等を明確に規定している。また、第161条は、適正価格による財産の売却行為について厳しい要件の下で否認を定めている、とする。第162条の定める偏頗行為の否認では、原則として支払不能後の偏頗行為が否認の対象とされ、例外として支払不能前の30日以内に行われた破産者の義務に属さないまたはその時期が破産者の義務に属さない行為が否認される。

第5章では、ウズベキスタン、ロシア、日本の三カ国の倒産法制度及び各国の否認制度の比較を対比し、ウズベキスタン倒産法制度への提言を行っている。

- 1) 否認対象行為の時期について、「倒産手続開始時点」ではなく、「支払停止時」に変更し、原則としてその支払停止後の詐害行為及び偏頗行為の否認を認めるのを原則とすること。
- 2) 例外として、特に債権者の権利を侵害する目的で行われた、支払停止前の詐害行為及び偏頗行為の否認を認めること。
- 3) 否認対象行為の相手方の権利の保護手段として、否認の主観的要件や否認権行使の効果を明確に定めること。
- 4) 否認対象行為の相手方が債務者の内部者である場合、否認の証明責任の転換を規定すること。

ウズベキスタン倒産法制度の整備が、否認権を効率よく行使でき、債権者の権利と取引の安全

論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

の調整を可能とする、という。最後には、本研究では取り上げられなかった課題についても自ら分析する。

II 論文に対する評価

RASULOV 氏の本論文における問題意識は明確であり、適切なテーマ選択を行っているとは評価することができる。ロシア法と日本法を比較法として選択した理由も明確であり、妥当と考えられる。

もっとも、比較法研究においては、ロシア及び日本の否認制度に対する評価が先行してしまっているようにも見受けられる。しかしながら、その背景には、資本主義化を進めるウズベキスタンの法制度に内在する社会的・歴史的背景に対する配慮や認識も窺われる。その点が、論文には表れていない点は惜しまれる。ロシア法に関しては沿革を丁寧に辿っており、日本法に関しても重要な文献を丁寧に読み込んでおり、両国の倒産法制度体系や倒産法制における否認権の位置づけをも意識しつつ、正確な比較法研究を行うものと評価できよう。

結論においては、現在のウズベキスタン法と全く異なる立法提言を行う果敢な論文である。その結論に至る過程においては、現行の法制度を前提とした事例の具体的な検討も行われ、ときに独善的となりやすい単なる立法論ではない。ウズベキスタンにおける法制度の不備を正しく指摘しつつ、その改正の方向性を探るものである。もっとも、日本の法制度をほぼそのままウズベキスタンに導入することを説く結果となっている。法体系的な問題の検討が十分でない可能性も否定できないし、日本法の問題点の分析も必ずしも十分とは言えない。しかしながら、この点が本論文の価値を損なうほどの意義を有するものとは到底考えられない。

ウズベキスタンにおいては、倒産法の整備が必要である。RASULOV 氏の解釈論に裏打ちされた立法提言は、先駆的な業績として、ウズベキスタンに対して非常に有益であることは疑いがなく、また、日本にとっても、資本主義社会における否認権の位置づけを再確認させるものと評価できよう。

III 結論

以上のとおり、本論文は、日露の倒産法に関する比較法的視点を踏まえ(判定基準 2 B に該当)、かつ、体制移行国であるウズベキスタンの倒産法制度において整備の遅れている否認権の制度について詳細に分析し、ウズベキスタン倒産法制度に対する新たな提言を行っている(同 2 A, C 及び E に該当)。その前提として、倒産法制度全般にわたる制度理解も示されており、問題意識は明確で、問題の設定も具体的なものである(同 D に該当)。ロシア語や日本法の文献を参考とし、調査の困難なウズベキスタンの先例を参考としつつ、手堅い分析を行い、理論的分析も一定の水準に達している(同 F に該当)。以上のことから、審査委員会は、一致して、本論文が法学研究科の博士(比較法学)号を授与するにふさわしいものであるとの結論に達した。

なお、博士(比較法学)号の判定基準は次の通りである(但し書き等は省略)。

A 広義の「アジア法整備支援」および関連する領域に関わる実務的・理論的課題の発見・解

論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

決に貢献していること。

B 主として比較法学的・比較政治学的手法によること。

C 母国（支援対象国等）の問題を取り扱っており、一時資料として主として母語によるものを持ちいるとしても、英語・日本語等母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めていること。

D 問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていること。

E 従来の研究と比較して独自性が認められること。

F 論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていること。